

令和2年第18回教育委員会定例会

開会年月日 令和2年9月18日(金)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 河 口 浩
 同 委 員 坂 口 節 子
 同 委 員 高 柳 誠
 同 委 員 新 井 良 保
 同 委 員 中 田 尚 代

議 題

1 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書
〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを
求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳
情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて
〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実
・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

2 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

3 報告

- (1) 教育長報告
 その他
 その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 10時45分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	木 村 勝 巳
教育振興部教育総務課長	櫻 井 和 之
同 教育指導課長	谷 口 雄 磨
同 光が丘図書館長	清 水 優 子
こども家庭部長	小 暮 文 夫
同 子育て支援課長	山 根 由美子

会議に欠席した者の職・氏名

教育振興部教育施策課長	吹 野 浩 一
同 学務課長	清 水 輝 一
同 保健給食課長	唐 澤 貞 信
同 学校施設課長	牧 山 正 和
同 学校教育支援センター所長	小 野 弥 生
同 副参事（教育政策特命担当）	山 本 浩 司
こども家庭部こども施策企画課長	柳 下 栄
同 保育課長	宮 原 正 量
同 保育計画調整課長	吉 川 圭 一
同 青少年課長	石 原 清 年
同 練馬子ども家庭支援センター所長	今 井 薫

教育長

ただいまから令和2年第18回教育委員会定例会を開催する。
今日は、傍聴の方が1名いらっしやっている。
それでは、案件に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、陳情10件、協議2件である。

(8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書

教育長

初めに、陳情案件である。陳情の(8)平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書。この陳情については、本日、新たに資料が提出されている。
事務局より資料の説明をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

学校司書とは何かということを資料で説明させていただいた。陳情の要旨は、学校司書を配置してほしいということだが、事務局としては、現在、練馬区が配置している学校図書館管理員と学校図書館支援員が学校司書に当たるということ考えているのか、それとも、いろいろと課題があって、それに向けて、今後、努力をしていきたいということなのか、基本的な認識を教えてください。

教育指導課長

教育委員会としては、学校司書として管理員、支援員を配置しているという認識である。学校司書の要件には、一定程度の資格があること、学校の教員や授業などのサポートができることがある。管理員、支援員は、学校司書の要件を満たすものと考えている。

教育長

この陳情について、何かご質問、ご意見あったら、お出しいただければと思う。いかがか。

新井委員

資料の3配置と4配置形態について。説明があった管理員、支援員という2つの職種が学校司書に相当するということであるが、管理員と支援員について、資格要件や担当課で違いは分かるけれども、もう少し具体的に、管理員、支援員はそれぞれこういう仕事だということを教えていただければありがたい。

教育指導課長

基本的に、管理員と支援員の業務内容は大きな違いはない。説明させていただいた主な支援内容が2ページの6に示されているが、このような業務内容をどちらの方たちにも行ってもらっているということである。

光が丘図書館長

学校図書館管理員は、もともと平成18年度から教育委員会で設置し、業務委託で行っていた管理員である。その後、図書館に指定管理者制度を入れたときに、平成21年度からモデル事業として、指定管理の職員が学校に行き学校図書館を支援するという形の新しい支援方法を導入した。もともといた図書館管理員と内容を区別するため、図書館支援員という名称で行っている。業務内容については、教育指導課長がお話ししたとおり、相違はない。

新井委員

ありがとう。

教育長

少し経緯を言うと、もともと学校図書館には職員がいなかった。学校の図書館を学校の先生が全て面倒を見るというのは大変であって、また、せっかく学校には図書館があるにもかかわらず、なかなか利用されていないという、学校にとってもつらいところであった。たくさん利用したいのだが、教員が図書館にずっといて、お世話をするというわけにはならない。そこで、図書館にいる人を制度化しようということで、教育委員会で、学校図書館管理員を委託で置いたのである。ただ、学校数が多いので、全校に管理員を置くというのはなかなか厳しかった。

一方、地域にある図書館は指定管理が進んできた。指定管理が進んでくると、図書館で働く人のいろいろな勤務の形が、ある程度フレキシブルにできるようになってきた。また、地域の図書館の役割の1つに、学校と連携して、学校の授業や勉強を支えていくという役割もあった。それであれば、指定管理の職員を学校の図書館に派遣して、学校図書館の面倒も見てもらったかどうかという考え方ができた。資料にあるように平成27年度から、指定管理が増えていったので、その地域の図書館のエリアにある学校に支援員を派遣することができるようになった。だんだん支援員が増えて、平成29年度には全ての学校で、管理員か支援員のどちらかがいるという形ができたので、今は未配置の学校はない。

陳情の理由には、「しかし、練馬区で学校図書館に配置されている学校図書館管理員および学校図書館支援員は、委託業者の社員または図書館指定管理者からの応援社員です。学校長や教職員の指揮・監督が及ばないため、「教職員の一人」として現場で子どもと責任を持って接することができず、力を発揮することが出来ません。」とあり、これが陳情を出された趣旨である。だから、もっと別な形できちんとずっと張りついているような仕組みにしてほしいというのがこの陳情の趣旨である。

ただ、先ほど申し上げたように、区も努力していて、今まで学校図書館には誰もいなかったものを全ての学校で管理員か支援員のいずれかがいるようになり、やっと練馬区

もここまで来たのだけれど、ただ、もっと配置時間を延ばしてほしいなど要望があって、陳情を出されたのだろう。ほかに、位置づけが委託の職員であるから、学校の先生方は直接指示できないし、学校図書館に張りついている方に指導をしよう、あるいは、お願いしようと思っても、一々会社を通さないとできないという制約があるから、もっと学校に寄り添った形でできないかという背景があるのではないかと思う。

いずれにしても、練馬区としても、この関係についてはいろいろと内部では検討していて、子供たちが学校図書館に自由に入出入りをして、そして学校図書館を子供たちがもっと使えるようにしていきたいという思いはすごく持っている。どのようにしたら一番いい方法になるのかということは、これからも検討していかなくてはいけない。

少しお話をさせていただいたけれども、引き続いて、何かあるか。

新井委員

ありがとう。なぜ練馬区がこのような対応になったかよく分かった。

また、これは違う観点になってしまうかも知れないけれども、司書教諭の資格を持っていて、小学校や中学校の現場で働きたいという先生方は結構いらっしゃるのではないかと思うが、司書教諭の現状等について、教えていただきたい。

教育指導課長

司書教諭の免許を持っている教員は数多くいる。学校図書館法には、12学級以上の学校には必ず司書教諭を置かなければならないと示されていて、練馬区内の12学級以上の学校には、必ず司書教諭の先生が配置されているし、司書教諭の免許を持っている教員が複数名いることもある。11学級以下については、当分の間は設置を猶予となっているので、司書教諭の免許を持っている教員がいない学校もある。

新井委員

ありがとう。

教育長

司書教諭の人を学校図書館につけるわけにはいかないのであろう。その辺のところを少し詳しく説明してほしい。

教育指導課長

例えば小学校であれば、司書教諭の免許を持っていても、担任をしていたり、専科の授業をしたりするので、図書館にずっと子供たちの対応をしていくというのは、現実的には難しい。そこで、この学校司書ということになるわけであるが、実際に学校の中では、図書館の担当教員という校務分掌上の役割があって、これを司書教諭が多く担うことはある。なので、この司書教諭、学校の図書館担当の先生と、配置されている管理員や支援員が連携連絡を取りながら、学校の図書館の業務を運営しているということになる。

光が丘図書館長

学校司書の定義である。学校図書館法の6条の1項では、学校司書に関しては、この法律の目的を十分達成できるような資格、たとえば司書や司書補の資格を持っていればよいので、司書教諭の資格までは求めていない。

教育長

つまり、司書教諭というのはほとんどが学校の先生だから、学校図書館をどういうふうに子供たちの授業の中で使っていくかとか、その学校図書館の中にある資料を授業の中でどういうふうに活用していくかとか、大きな部分をどうしていくかということを考えるのが司書教諭の役割だと思う。ここでいう学校司書、あるいは、練馬区でやっている管理員や支援員は、図書館にずっといて、子供たちが来たからお世話をしあげるとか、子供たちが求めている本を探してあげるとか、調べ事で図書館に来た子供たちにいろいろなサジェスションをしてあげるとか、図書館の本をきちんと配架してきれいにしあげるとか、図書館にいないとできない役割だと思う。

だから、根本的に学校司書と司書教諭は、役割が違っていると思っている。

新井委員

司書教諭の資格を持たれている先生が、学校の図書館に関するをよく知っているし、専任にしてもいいと思った。

教育長

先生の配置に余裕があれば、学校司書をわざわざ置く必要はないので、全部が司書教諭であればいいけれども、そうはいかないから、学校司書という仕組みをつくったのだと思う。だから、今のところは、司書教諭は司書だけやっているのではなくて、担任の先生だったり、専科の先生だったり、学年の主任だったりするので、通常はかなり忙しいと思うから、学校図書館にずっと詰めて、日常的に子供たちの世話をするとかということは難しいと思う。

新井委員

分かった。

教育長

ほかはいかがか。

坂口委員

学校をいくつか見学させていただいたが、どの学校も図書室が大変整っていた。座り心地のいいデスクと椅子が用意してあった。学校によっては、例えば『ごんぎつね』を読んでいるクラスのために、ほかにもこんな本も出しているよとか、そういう紹介があり、学校の図書室の魅力を一生懸命伝えようとしている管理員や支援員の方の努力はすばらしいと思ったことがある。

一番大事なのは、学校にある図書と子供たちがつながることだと思う。陳情を読むと、年間200日以上勤務とすることとあり、荒川区は年240日も勤務して、大きな成果を上げているということであるが、大きな成果というのは抽象的でどういうことだろうと思う。また、練馬区が年間100日は図書室に管理員や支援員がいるという制度ができたというけれども、昔は子供たちが図書係として貸出しをやったりしていたけれど、あの空間が学校教育の中で非常に役に立つことがいっぱいあるのではないかと思う。教室から離れた子供たちが図書室にやってきて、本に癒しを求めたり、図書室にいる大人が「どうしたの？」と話を聞いてあげたり、図書室に誰もいないときは鍵がかかっているのではなくて、子供たちが自由に出入りできる空間にしたりするなど役割もあると思う。

それから、学校図書室で働いている人の横のつながりはどうなのかと思った。学校図書室にいて、様々な体験をして、子供たちの本音を聞いているし、もしかしたら問題意識があるかもしれない。そういうことについて学校の担任の先生とかに伝えられたり、もっと子供たちとつながろうという意識を持って研修するなどのチャンスがあるのかと思った。図書室の役割は大きく、もっと子供のためになるのではないか。単に本を好きになってもらうということではなく、子供たちが内面をどんどん磨いていくためのいい場所になればよい。以上である。

教育長

ありがとう。学校図書館というのは、使えば使うほど可能性がいっぱい詰まっている場所であることは間違いないと思う。子供たちの本離れが激しいとよく言われるし、学校図書館が身近にあるにもかかわらず、学校図書館に行かないという子供もいっぱいいる。そういう子供たちが何とか本と結びつくような役割をこういう人たちに担ってもらってやっていければいいと私自身も思っている。

教育・子育て大綱にも学校図書館を充実するとはっきり書いてあるし、我々としてもしっかりとこの問題については取り組んでいかななくてはいけない。

ただ、現実問題として、人をつけるとなると、すぐ経費の問題とかが関わってくるので、なかなか難しい部分はあるのだけれども、その辺を上手に組み立てながらやっていく必要があるかと思っている。

ほかにいかがか。

高柳委員

いろいろ説明を聞いて、練馬区の学校司書の配置の経緯とか、学校図書館法が改正されて、ガイドラインも策定されているということはよく分かった。

この陳情書の趣旨も、子供の読書離れが進んでいるということで、学校図書館を充実してもらいたいという願いだと思う。練馬区も予算の厳しい面もあると思うけれど、平成27年度には未配置校が17校だったが、平成29年度は全校配置ができています。主な支援内容も、学校司書に求められることが入っているが、今後も充実に向けて検討されているということなので、少しずつ時間数とかが増えていけば、さらに充実したものになると思った。

教育長

ありがとう。ほかにいかがか。

中田委員

文部科学省からガイドラインが示されて、練馬区も一生懸命取り組まれていると分かった。

私の娘が小学校に入学したときは、図書館の管理員がいない状態だった。そこで、保護者の読み聞かせボランティアによって、子供たちが少しでも本へ興味を持ってくれるように読み聞かせをしたり、図書館の本を整理していた。今は、説明のあったように学校の図書が整理されていて、そして子供たちが質問したときに、いつでも聞ける状態であるというのは、すごく素晴らしいことだと思う。ただ、これは保護者の意見なのだけれども、教育委員会のほうに委ねるばかりではなくて、保護者のボランティアでの読み聞かせというのも大事だと思う。保護者の方の前向きな気持ちで読み聞かせすることによって、子供たちの読書好きが発展していくのではないか。この陳情に、大きな成果を上げているとあるが、その大きな成果はどういうものなのか、何をもちて大きな成果と言うのか、少し疑問に思うが、私も年間100日の勤務でも十分だと思った。

質問だが、1日6時間勤務とあるが、何時から何時までいるのか。子供たちは学校で授業を受けているので、図書館に行く時間は休み時間になると思うが、せっかく管理員や支援員が来てくれているのに、もし子供たちと関われなかったらもったいないと思った。

光が丘図書館長

6時間勤務の時間帯については、学校との調整となっている。司書教諭の先生方と連絡を取っていて、その中で、例えば放課後を重点にする場合だったり、お昼休みを重点にする場合だったり、ケース・バイ・ケースと考えている。おおむねこの学校も授業の形態であったり、行事によってシフトを組んでいる。

中田委員

ありがとう。分かった。

教育長

いろいろありがとう。学校図書館については、恐らくいろいろな意見があって、現場は現場でそれぞれ違う意見もあるかというふうに思っている。先ほども言ったように、教育委員会としても学校にある図書室を充実させていくという、基本的な考えは大綱にもきちんと位置づけられているし、我々もそういうふうに思っているということはまず確認をさせていただきたいと思う。

ただ、どう充実させていくかということについては、いろいろな制約もあり、また道筋もあると思っているので、これからも引き続きこの問題については、教育委員会の場で議論をして、よりよい方向に持っていければいいと思っているので、よろしくお願

したいと思う。

それでは、平成27年陳情第9号については、本日の審議はこまでとし、次回以降へ継続したいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本の見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

教育長

その他の陳情9件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、これら9件の陳情については、本日は継続としたいと思う。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審査中の協議案件2件については、本日のところは継続とし、次回以降に協議を行いたいと思う。よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただく。

(1) 教育長報告

その他

その他

教育長

次に、教育長報告である。本日は予定している報告案件はない。事務局からその他の報告は何かあるか。

事務局

特段ない。

教育長

委員の皆様方から何かご意見、ご質問はあるか。

坂口委員

2学期が始まって、元気に登校している子供たちをよく見かけている。どの子も登校のときから真面目にマスクをしていて偉いなど思いながら見ている。

ただ、先生方は、コロナ対策のためにオーバーワークで、すごく大変だということを目にしている。もう何が何でも消毒しなければならないという状況から少しは楽になったのかどうか、新学期で先生方が気をつけなければならないことを伺いたい。

教育指導課長

学校によって若干の違いはあるけれども、1学期に行ってきた対応を2学期も継続して、よりいい形で行っている。消毒は、これまで通常の業務を行う中ではなかったのが、教職員の業務の上乗せになったことは、確かにある。そこで国のガイドラインを参考にしながら、教育委員会としても、8月21日付でガイドラインを改定して、消毒の仕方については大分緩和した。

内容としては、消毒をしなくてよいというものではなくて、共用の部分は用務にお願いをして、担任は担任にしか分からないような子供が触ったところに限って消毒すること

ととして、業務の分担を確認した。

さらには、子供たちが使うたびに消毒をするのではなくて、子供たちの手洗いの徹底を図っていくことで、まず感染予防を講じていこうとした。様々学校から問合せがあるが、それに一つ一つ、回答したところである。

これがいつまで続くのかは、まだまだ見えない部分はあるけれども、まさに新しい日常ということで、学校の日常も新しい形で進めていきたいと考えている。

教育長

先生だけではなくて、我々も、日常生活を送っていく上で、先が見えないので、どこまで気をつけたらいいのか分からないし、本当に辛い。どこにも出かけてはいけないのかとか、家の中でもマスクをしていなくてはいけないのかとか、家族と食事をするときも向き合っていけないのかとか、そういうことを気にすれば切りがないし、徹底しようと思えば切りがない。学校現場でもそういうところがあって、先生方は本当に真面目で熱心なものだから、一人も感染者を出してはいけないということで、6月に学校再開になってから、一生懸命消毒をやって来ていた。それがすごく負担だったことは事実だと思う。そういうこともあって、夏休み明けについては、ガイドラインを改定して、こうすればいいと学校に示したところである。教員の負担感というのはあるとは思うけれど、一方で、子供たちの健康も学校としてはしっかりと守っていかなければならないという責務もある。その辺の兼ね合いを上手に図りながら、学校生活が円滑にいくように、先生方は努力するし、子供たちにも努力してもらわなくてはいけない。

教育委員会は、当初からマスクを配付したり、フェイスシールドを配付したり、消毒液を苦労して見つけてきては配付したりして、教育委員会としてできることを最大限やってきた。今後、長い戦いというか、長い取組になると思うので、あまりやり過ぎて疲れ切ってしまうということのないように、少しずつやり方とか、やる内容を変えていくながら、長くコロナウイルスと付き合っていくべきを得ないという気持ちで、学校と教育委員会が協力してやっている。

子供たちも元気にはしているのだけれども、中には精神的に疲れているところもあるので、そういうことも目配り、気配りしながら進めている。

新井委員

コロナ対応として、消毒等のことを中心として対応する職員になるかと思うが、スクール・サポート・スタッフを実際に導入している学校の現状を教えていただければと思う。

教育指導課長

スクール・サポート・スタッフは、担任の業務の補助のために配置をしていて、国と都の事業である。現在、スクール・サポート・スタッフには、消毒をお願いしているが、令和2年度当初、42校の配置であった。その後、15校追加をして、計57校にスクール・サポート・スタッフが入っているということになる。

現在は、人的配置を進めるためにも、再募集をしたり、来年度も見越して計画を立て

ているところである。

新井委員

ありがとう。

教育長

それでは よろしいか。

それでは、以上で、第18回教育委員会定例会を終了する。ありがとう。